

## 電磁的記録の開示方法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次のとおりとする。

### 1 音声データの場合

- (1) 当該音声データを再生することができる機器による聴取
- (2) 前号の方法により難しい場合又は開示請求者が希望する場合であって、市が現に保有する機器及び技術により紙媒体に出力可能なものについては、当該出力物の閲覧又は交付

### 2 映像データの場合

- (1) 当該映像データを再生することができる機器による視聴
- (2) 前号の方法により難しい場合又は開示請求者が希望する場合であって、市が現に保有する機器及び技術により紙媒体に出力可能なものについては、当該出力物の閲覧又は交付

### 3 その他の電磁的記録の場合

市が現に保有する機器及び技術により紙媒体に出力可能なものについては、当該出力物の閲覧又は交付